

日本での模擬裁判 2018 – ドイツ

目次 – 概観

I. ドイツの特許訴訟の紹介

II. 模擬裁判 – 裁判手続

●書面による準備手続における議論の説明

- 侵害についての議論
- 進歩性の欠如についての議論

●口頭弁論

- 裁判官による序論
- 原告の主張
- 被告の主張
- 合間の進行
- 判決

ドイツの特許訴訟の紹介

ドイツにおける手続

序論

- 当事者によって示される事実に基づいて侵害を判断
- (書面による) 先行手続
 - ただし、口頭弁論期日において証拠を提出
- 裁判長による厳格なケース・マネジメント
 - 明確な書面提出期限
 - 裁判期日は一般に早い段階で指定される
 - 裁判官は通常暫定的な心証を示し、弁論では真の争点のみに絞る
- 侵害論に集中
 - ダブルトラック制度 (侵害判断手続と有効性判断手続の分離)
 - 損害の判断はその後の手続で

先行手続

具体的な主張のやりとり

- 全ての提出書面には関係する事実と主張が記載されていなければならない
- 訴状に記載すべき事項:
 - 係争対象の特許の説明
 - 侵害品の詳細と被告の行為
 - (構成要件の分析に基づき) その製品がなぜクレームを侵害しているかの説明
- 答弁書に記載すべき事項:
 - 被告がなぜ侵害を争うかについての全ての事実
 - 先使用权、ライセンスに基づく抗弁などの全ての抗弁
 - 予備的に侵害訴訟の中止を求めるときは、被告は、管轄を有する裁判所における訴訟手続で係争対象の特許の有効性を争い、なぜその主張が認められる蓋然性があるかを答弁書で説明しなければならない。

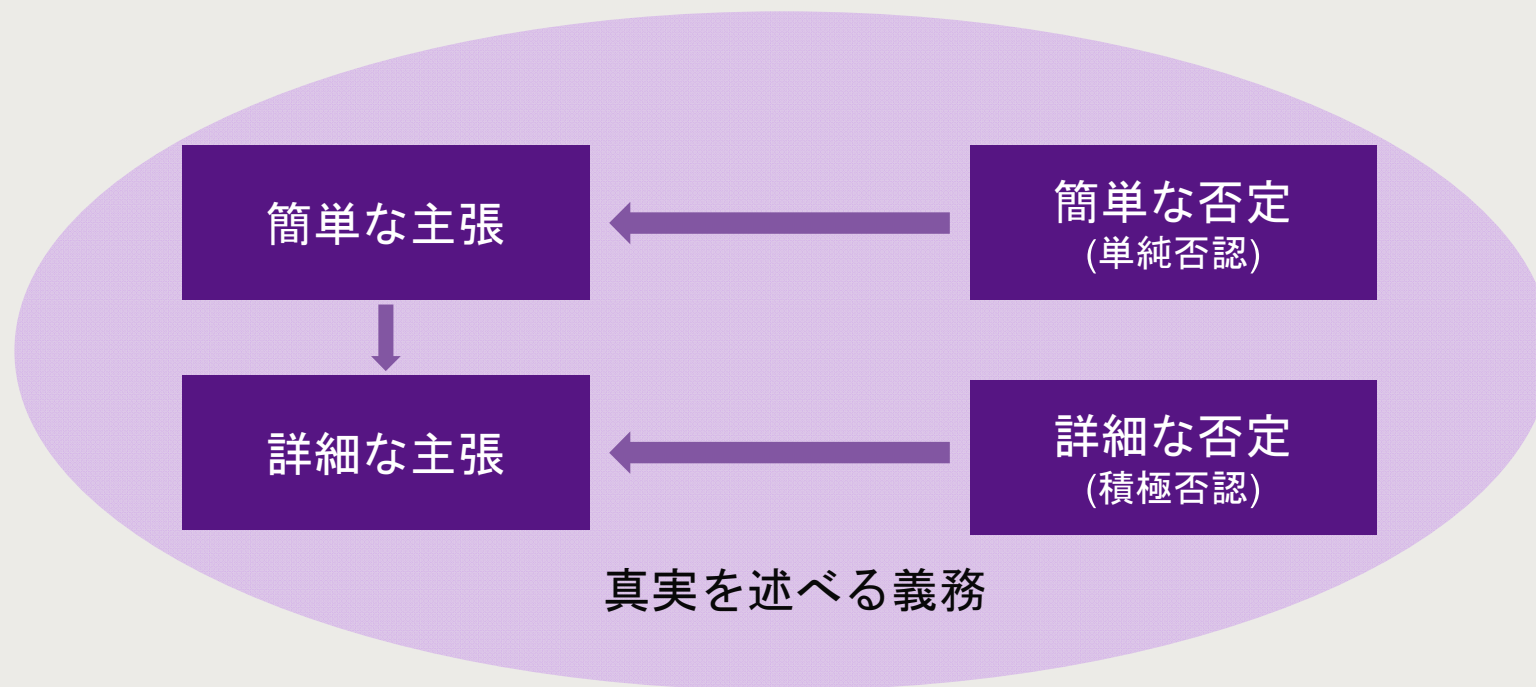
事実の判断

一般に証拠調べは不要

- 争いのない事実は真実であるとみなす：ドイツ民事訴訟法138条3項
- 事実を争う際には、同じ詳細さで争う義務：同法138条2項
- 真実を述べる義務：同法138条1項

立証のレベル

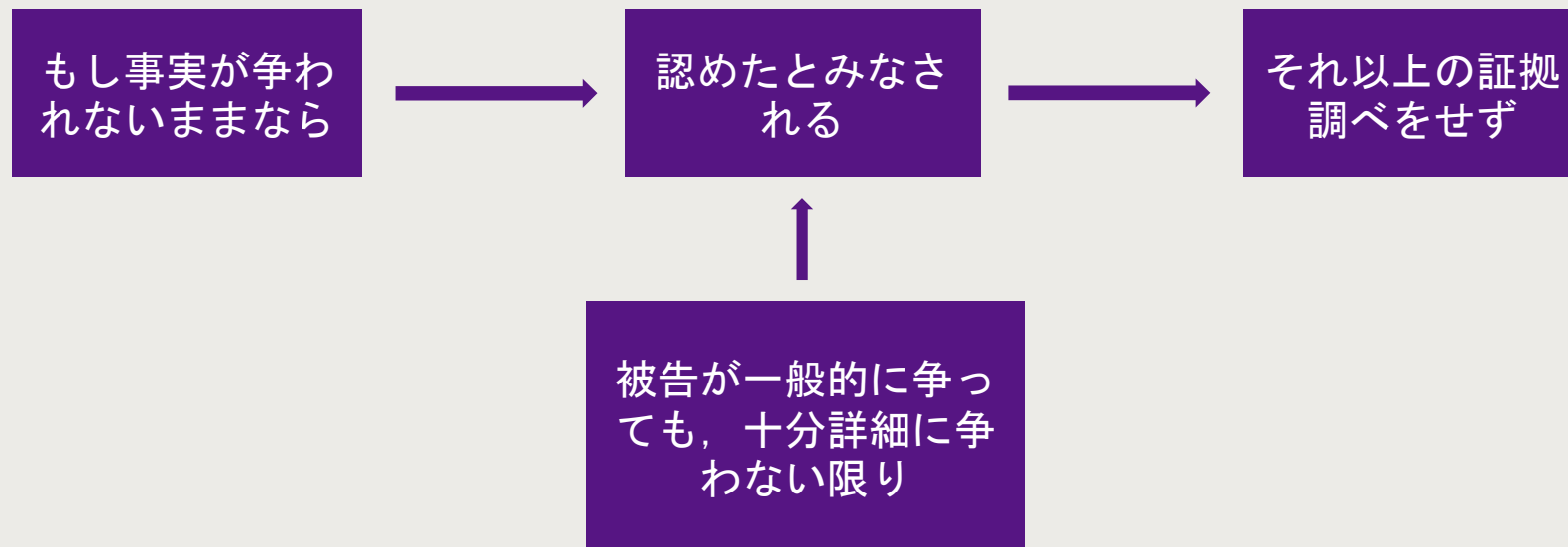
双方が同じレベルで



争いのない事実 relies

立証の必要性

- 原告は「裏付けのある主張」に基づいて提訴し、被告が正直にどの事実を争うのか/争うことができるのかを待ってみることができる。



限定された証拠方法

侵害を証明するために見込まれる証拠方法は5つのみ

- 証人尋問
- 裁判所が任命する専門家
- 検証
- 書証
- 相手側の尋問

➡ 特許侵害(PI)手続では更なる証拠方法も認められる（例：陳述書）

侵害論に焦点を当てる

最初に侵害論、その後に損害論

- ただ1件の侵害を証明できればよい
- 被告は、連邦特許裁判所における別途の無効手続によって、特許無効を主張しなければならない
- 典型的な原告の請求:
 - 差止め
 - 侵害品のリコール/廃棄
 - 損害認定のための会計情報
 - 責任の認定
- 情報が得られた後、第二ステップとして損害の認定

侵害論に焦点を当てる

あらかじめ定義された許容される訴え

- 履行を求める訴えを厳格に優先
- 確認の訴えにおいては、確認判決を求める正当な利益が要求される：ドイツ民事訴訟法256条
- 原告の請求は通常あらかじめ確定されている

ダブルトラック制度 - 概観

侵害訴訟

地方裁判所



上級地方裁判所

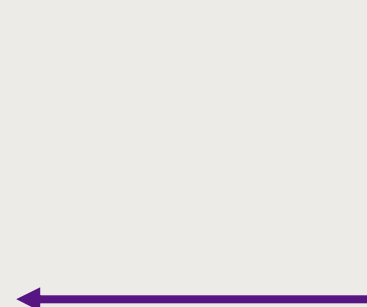
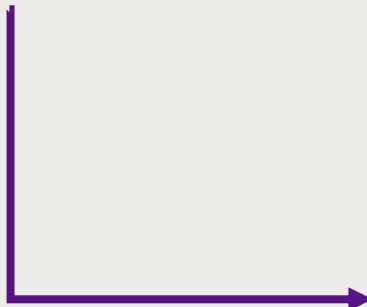


無効訴訟

連邦特許裁判所
(FPC)



連邦通常裁判所(FCJ)



模擬裁判 – 裁判手続

弁論に先立つ書面による準備手続における議論の説明

侵害についての議論

1. 原告の主張

- 機能面からの解釈：回転軸のある部分が軸孔の内周面で直接支持されていれば十分
- 構成要件 F が不安定性の課題解決に役立つ：小さな隙間を介して力が軽減されている限り実施されている
- 被告製品Yの凹部は、実施態様の追加的特徴に過ぎない

2. 被告の主張

- 被告製品Xが侵害することは争わない
- 被告製品Yについての反駁：異なる技術的解決手段； 隙間全体が20 μm 以下でなければならないと解釈されるべきである ≠ 凹部

弁論に先立つ書面による準備手続における議論の説明

進歩性の欠如についての議論

1. 被告の主張

- ロータリバルブと主引用発明との組合せは085公報で強く示唆されている: 隙間が20 μ m以下であることを具体的に示唆している
- 被告が連邦特許裁判所に無効訴訟を提起したことを指摘 (ドイツ特許法 81条); 侵害訴訟の中止を求める (ドイツ民事訴訟法 148条)

2. 原告の主張

- 安定化のために隙間のみを用いることは、二つの引用発明からは明らかではない
- 085公報は、ガスによる安定化を採用しているから、小さな隙間を使うだけでよいことは示唆していない

口頭弁論

裁判官による序論

- 侵害論に焦点を当てる→ドイツにおけるダブルトラック制度
- 構成要件Fが決定的である: 「直接支持する」という語が「その隙間」という語との組合せでどう解釈されるべきかが重要
- 明細書の記載からすると、回転軸の安定化は20 μ m以下の隙間だけで達成されていることを示している
- 明細書の図面は、回転軸に凹部があってはならないということを示唆していない; ロータリバルブ部分は当然に回転軸の外周面に穴がある→回転軸のあらゆる部分が軸孔の内周面から20 μ m以下とはなっていない
- 裁判官が両当事者に問題提起した争点についての議論を促す

口頭弁論

当事者の主張

1. 原告の主張

- いずれの構成要件も、発明の課題解決のための一部として解釈されなくてはならない
- 回転軸の傾斜から生まれるギャップの軽減: 非常に小さい隙間によってのみ得られる
- 図面は、回転軸の凹部によって課題の解決が損なわれないことを示す

2. 被告の主張

- 並行する無効訴訟に鑑み、本件訴訟の中止を求める
- 明細書には明らかに小さな隙間によって課題が解決されると記載されている; 被告製品 Yは回転軸の安定化のためにガスの圧力を用いている

口頭弁論

合間の進行

1. 裁判官の指示

- 進歩性の欠如が認められるため、現時点の解釈に基づく特許クレームの有効性に問題があると考え、原告に対してこの点についての対応を求める

2. 原告の応答

- 原告はクレームを訂正し、無効手続において訂正されたクレームに合わせた予備的主張を追加することを表明

3. 議論

- 被告は訂正されたクレームの提示に対して異議を述べる：新規性と進歩性が審査されていない
- 原告は、無効訴訟と侵害訴訟において、関係する全ての先行技術が示されていると主張する

口頭弁論

判決

- 当初のクレームについての判断はしない
- 被告製品Yはもはや特許クレームを侵害していないが、被告製品Xは依然侵害している
- 裁判所は被告製品Xによる侵害を認めるので、特許そのものが連邦特許裁判所で取り消されるか否かが決定的なこととなる
- 裁判官： ダブルトラック制度から次の原則が導かれる： 侵害訴訟を扱う裁判所は、連邦特許裁判所がおそらく特許を取り消すであろう場合にだけ、手続を中止できる； 侵害訴訟を扱う裁判所は、無効の問題を略式にのみ判断でき、侵害訴訟を中止するかどうかについては自由裁量を有する
- 原告がクレームを訂正したため、特許が取り消される十分な可能性は見いだせない； 裁判官は本件手続を中止しないと判断する

ご静聴有難うございました